

学校いじめ防止基本方針

秋田県立五城目高等学校

I いじめ問題に関する基本的な考え方

本校においては、「いじめ」の絶無を期して、「いじめ防止対策推進法」並びに「秋田県いじめ防止等のための基本方針」の下、保護者・地域・関係機関とも十分に連携した「五城目高校いじめ対策委員会」を組織し、事後処理的対応にとどまらず、いじめの予防、早期発見に力を入れ、本校の実情を踏まえた具体的で組織的な実施計画や実施体制等を定め、学校及び教職員としての責務を果たしていきます。

1 いじめとは

いじめ防止対策推進法第2条を受け、本校における「いじめ」とは、『生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。』と定義します。

2 いじめの基本認識

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。以下の(1)～(6)は生徒たちをいじめから守るための、基本的な認識です。

- (1)いじめは、卑劣な行為であり、絶対に許されないこと。
- (2)いじめは、どの生徒にも、また、場所を問わず起こりうるものであること。
- (3)いじめは、見ようとしなければ見えないこと。
- (4)いじめは、加害も被害も両方経験する場合があること。
- (5)いじめは、加害者と被害者の関係だけでなく、周りではやし立てる生徒、見て見ぬふりをする生徒の存在など、集団全体にかかわる問題であること。
- (6)いじめは、いじめられる生徒にも問題があるとの考え方では解決しないこと。

本校ではこのような理解に立ち、生徒と生徒、生徒と教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めます。また、日ごろから生徒の人間関係を把握し、些細な変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。

いじめが起きた際には、いじめを受けた生徒や保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた生徒に心からの反省を促し、生徒が安心して学校生活を送れるようになるまで支援に努めます。

II いじめの未然防止のための取組

いじめ問題においては、「いじめが起こらない学級・学校づくり」が最も重要と考え、未然防止に取り組めます。そして「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組めます。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を十分に把握したうえで、年間を見通した予防的な取組を計画・実施します。

1 教職員の気づき

生徒や学級の様子を知るために、教職員の気づきを大切にします。教職員は同じ目線で物事を考えながら、生徒と場を共にする機会を増やし、生徒の些細な言動から、個の置かれた状況や精神状態を推し量る感性を高めながら指導にあたります。

2 教職員の協力共同体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくために、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気づくりに努めます。そのためには校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するために、必要に応じて職員研修会等を実施するなど、生徒と向き合う時間を確保しながら、心の通い合う学校づくりを推進します。

3 生徒が参加・活躍する「わかる授業」の実践

生徒が規律正しい態度で授業や行事に参加することが、「いじめ」未然防止の基本であると考えます。特に、授業は学校の教育活動の根幹であり、単に学力を向上させるだけではなく、生徒が主体的に参加し、活躍できる「わかる授業」の実践によって、自己有用感や他者受容感をもたせることが可能となります。

本校では、学び直し教科「五高ベーシック」を1年生の教育課程に組み入れ、学力向上とともに情緒面での充実(わかる喜び)が実際の成果としてみられます。

「五高ベーシック」の実践を継続するとともに、「わかる授業」の実践に向けて絶えず授業改善に取り組んでいきます。

4 自尊感情を高める学校教育活動

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面(学校行事やボランティア活動等)において、他者と関わる機会を増やし、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要です。その中で「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が生徒を成長させることから、「認められた」という自己肯定感につながるような生徒への声かけや、思いやりの心を育てる道徳教育の実践を教育活動全体をとおして行います。

5 生徒の主体的な「いじめ」未然防止の取組

学校には、生徒会や各種委員会活動、部活動など、授業以外にも生徒が自主性を持って活躍できる場が用意されています。このような場面を活用して、スクールカウンセラーによる「仲間づくりのためのグループワーク」の開催や、生徒が主体的に「いじめ」未然防止についてアイデアを出し合い話し合う「安全安心なクラスづくりグループワーク」等、実際に活動したりする取組を奨励していきます。誰かからの押しつけ感を持つことなく、自ら考え、自ら行動することによってその効果は何倍にも大きいものになると考えます。

6 家庭や地域との連携

PTA活動や地域の連絡協議会などで、生徒の生活状況や家庭でのしつけについて話題にするなど、学校、保護者、地域が担うべき役割について共通理解を図ることで、生徒を見守る体制をより強くします。

Ⅲ いじめの早期発見の取組

日ごろから生徒とのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築すると共に、複数の教師による観察等をおし、些細な変化やわずかな兆候を見逃さないように努めます。

1 学校生活アンケートの実施

いじめに関する意識調査のための「いじめ診断アンケート」を4月に実施し、いじめの早期発見のために、年3回(7月、12月、3月)の学校生活アンケートを定期的の実施します。また、必要に応じて、状況を適切に把握するための緊急的なアンケートを実施します。その際、報復等の心配がないよう実施方法を工夫することはもちろん、学校生活へのセルフチェック項目も組み込みながら実施します。

2 二者面談の実施

年度当初及び2学期における「個人面接週間」の設定により、学校生活のさまざまな場面について、学級担任、副担任等が生徒の悩みや不安等を聞き取ります。

また、このような二者面談や必要に応じた声かけは、年間を通じて日常的に行っていきます。

3 相談窓口の周知

学級担任以外に、教頭、学年主任、教育相談担当、生徒指導主事、養護教諭等も、生徒や保護者の相談窓口となります。

しかし、それぞれの生徒にとって話しやすい人間関係にある教職員は微妙に異なるので、教職員全員が相談に応じる体制を取り、生徒あるいは保護者の要望に応じていきます。

また、校内での相談に踏み切れない場合のために外部の相談窓口の周知についても、年度当初に印刷物の配布により確実に実施します。

Ⅳ いじめへの組織的対応

いじめ問題に対しては、学級担任が一人で抱え込むことなく、支援チームをつくり組織的に対応する必要があります。したがって対応にあたっては、いじめを受けた生徒や保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた生徒に対しては、毅然とした指導により心からの反省を促します。また、いじめた生徒、いじめを受けた生徒双方の保護者に指導内容を含め、適切に情報を提供しながら、協力して解決を図ります。

1 「五城目高校いじめ対策委員会」の設置

平成26年度から、本校に「五城目高校いじめ対策委員会」(以下、「委員会」という。)を設置します。校内委員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、その他必要に応じて任命した教員9名で、各学期に1回の定例会の他、必要に応じて委員会を開催します。委員会では、いじめに関する情報の共有や対応方針の決定、対応状況の確認等を行います。また、委員会の事務局を生徒指導部とし、月例の事務局会議を開催します。

さらには、いじめの重大事態に対処し、当該重大事態と同種の事態の発生を防止する必要が生じたときは、上記の教職員に加え校外委員として、スクールカウンセラーに委嘱し、その参加を得て協議を行います。

委員会においては、以下のような点に留意し、組織的に対応します。

2 迅速な実態把握と適切な指導・支援

いじめの疑いのある案件を把握した際は、直ちに管理職へ報告し、管理職の判断の下、県教育委員会へすみやかに報告します。また、それと平行していじめた生徒、いじめを受けた生徒双方から聞き取った内容の整合性を図り、状況を正確に把握します。また、いじめを受けた生徒及び保護者の心情に寄り添い、心のケアを図るとともに、いじめた生徒に対する毅然とした指導をとおり、心からの反省を促します。

3 スクールカウンセラー、関係機関との連携・調整

状況に応じてスクールカウンセラーを活用するなど、教育相談体制の充実を図り、必要に応じ関係機関(警察署、教育委員会等)とも連携を図ります。

4 保護者との連携

いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るよう努めるとともに、対応の経過や事後の生徒の状況等について、適切に情報を提供します。また、いじめた生徒、いじめを受けた生徒双方の保護者と協議しながら、生徒が安心して学校生活を送れるようになるまで支援を継続します。

5 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、対処について校外委員を含めた委員会を開催して協議します。

重大事態とは

ア いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する(年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

【いじめ防止対策推進法28条参照】

V いじめ防止に向けた保護者及び地域との連携

校報やPTAの会合等とおし、学校のいじめ防止に向けての取組を説明するとともに、保護者や地域の方々とは協議し、生徒を見守る体制づくりに努めます。

また、学校以外の相談窓口等の活用について、広くお知らせします。

1 生徒指導だよりによる情報発信

保護者に対しては、学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動等について情報を提供し、家庭内での対話の促進に一層努めます。

2 学年・学級PTAにおける説明と情報交換

学年・学級における現在の状況を説明し、問題等がある場合は保護者と情報を共有できるよう努めます。また、学級担任や副担任など学年部の教職員と個別の面談ができる時間を設定し、関連する事項の情報交換を密にしていきます。

3 ホームページの活用

いじめ防止に向けた学校の取組を随時紹介するとともに、生徒指導だよりを学校 HP からも見られるようにし、生徒の具体的な活動について情報提供します。

4 相談窓口、相談機関の周知

学校以外の相談窓口等について年度当初に、家庭への印刷物の配布やHPへの掲載により生徒や保護者に周知します。